

令和7年度 事業報告書



建学の精神

「至誠奉仕」

1 法人の概要	1
2 事業の概要	12
3 財務の概要	17
4 学校法人の業務の適正を確保するための体制の整備 及び運用状況の概要	24
5 主な施設設備の整備状況	26
6 附属明細書	28

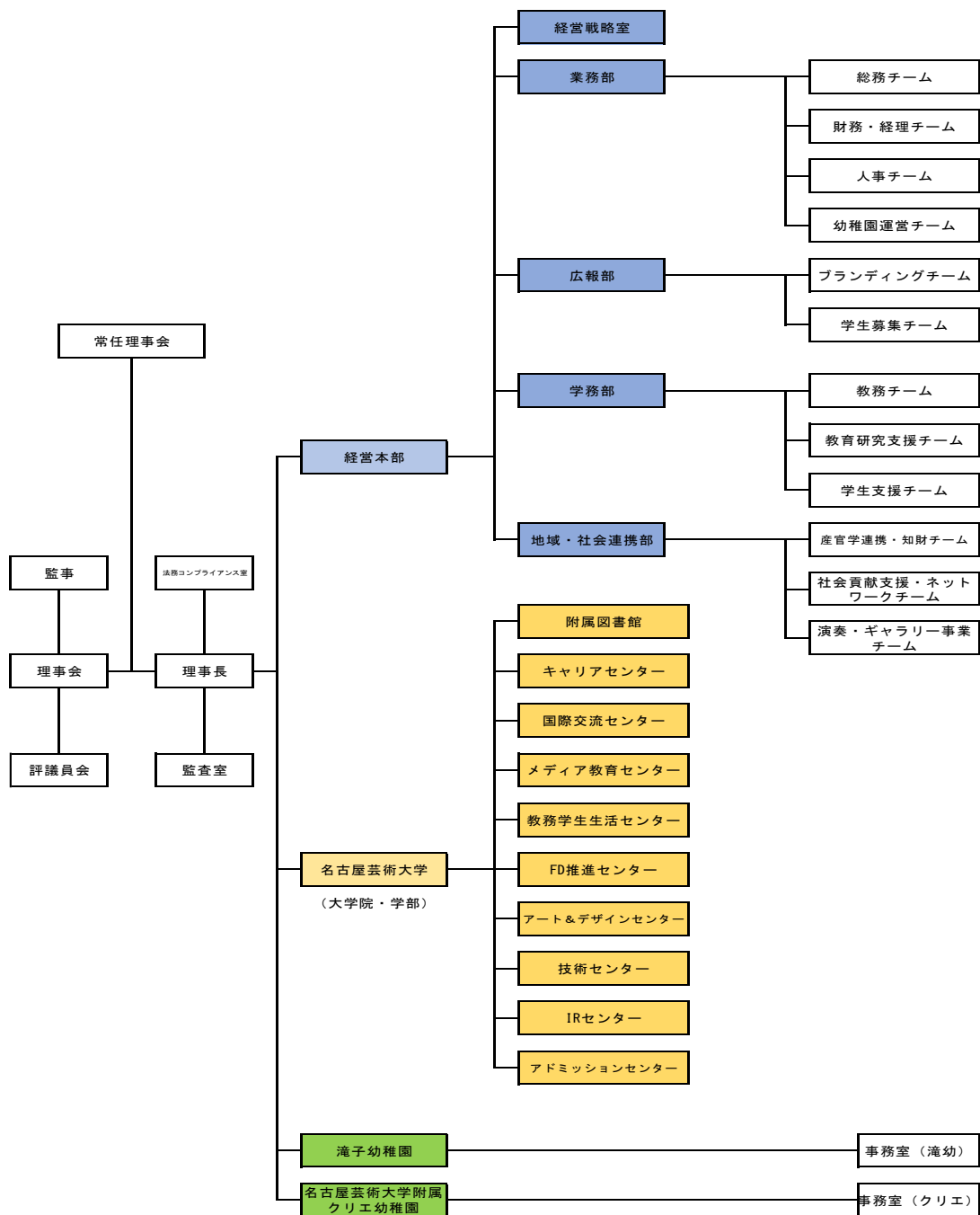
学校法人 名古屋自由学院

1 法人の概要

1-1 基本情報

学 校 法 人 名 : 学校法人 名古屋自由学院
 法人設立認可年月日 : 昭和 29 年 11 月 22 日
 所 在 地 : 愛知県名古屋市昭和区永金町一丁目 1 番地の 15
 理 事 長 名 : 川村 大介

組織図（令和 7 年 5 月 1 日現在）：



1-2 建学の精神

本学院は、1954年（昭和29年）に創設者故「水野銚子(としこ)」名誉学院長の献身的な努力により設立されました。滝子幼稚園（現在の滝子幼稚園）を母体として設置された本学院は、その後、名古屋自由学院幼稚園教員養成所（後の名古屋芸術大学保育専門学校で2022年（令和4年）3月31日廃止）、名古屋自由学院短期大学（後の名古屋芸術大学短期大学部で2008年（平成20年）7月31日廃止）、同付属第二幼稚園（現在の名古屋芸術大学附属クリエ幼稚園）、名古屋芸術大学、同大学院の開設等、飛躍的な発展を遂げてきました。しかし、保育の現場において保護者のニーズ、保育者に求められる資質・能力が多様化してきたことに伴い、名古屋芸術大学短期大学部保育科を発展的に改組し、2007年（平成19年）4月に名古屋芸術大学の中に小学校教諭、幼稚園教諭及び保育士養成を目指した人間発達学部子ども発達学科（現在の教育学部子ども学科）を設置しました。このことにより2008年（平成20年）3月、名古屋芸術大学短期大学部は45年の歴史に幕を閉じることとなりましたが、同短期大学部の精神は教育学部に引き継がれています。

本学院は、創設当初から「至誠奉仕」を建学の精神として掲げ、心豊かな人間の育成に努めてきました。これまでに多くの卒業生が社会の各分野において立派に活躍し、高い評価を得ております。現在も創設時の精神を引き継ぎ、芸術及び教育・保育の分野において広く社会に貢献する人材の育成に努めています。

人間が人間として育つための基本的な条件である自由が、「自由学院」の自由であります。自由でのびやかな環境の中で、一人ひとりの学生が生き生きと学ぶ学院でありたいと今後の発展を念願しています。

【理 念】

本学院の建学の精神「至誠奉仕」は、傘下の各学校に受け継がれ、人間性の不断の陶冶と社会の要請に応えられる豊かな感性と創造力に富んだ人材の育成をもって、学院各校共通の教育理念としています。

【特 色】

卒業生が実社会で存分に活躍できるよう、実技・実習を重視し、表現力や創造性の開発に力点をおいたカリキュラム・指導法が学院各校共通の特色です。

【指導方針】

教員は、学生との信頼関係を大切にし、学生の主体性・可能性を尊重し、能力・適性等を総合的に把握し、指導の成果等については、常時点検と評価を実施し、指導法の改善に努めています。

1-3 学校法人の沿革

年 月 日	概 要 ー学校法人・学校・学部・学科・課程等の新增設等ー
昭和 27 年 4 月 1 日	名古屋市昭和区永金町一丁目 1 番地に「滝子幼稚園」を開設
昭和 28 年 3 月 31 日	「滝子幼稚園」を「滝子幼稚園」に変更設置認可（収容定員 310 人）
昭和 28 年 4 月 1 日	「滝子幼稚園」開設（収容定員 310 人）
昭和 29 年 11 月 22 日	「学校法人自由学院」設立認可、理事長「水野銚子 ^{としこ} 」就任
昭和 32 年 5 月 1 日	「学校法人自由学院」の名称を「学校法人名古屋自由学院」に変更認可
昭和 33 年 4 月 1 日	名古屋市昭和区永金町一丁目 1 番地に「名古屋自由学院幼稚園教員養成所」開設
昭和 33 年 5 月 31 日	「名古屋自由学院幼稚園教員養成所」は、幼稚園教員を養成する機関として文部大臣の指定を受ける
昭和 34 年 2 月 4 日	「名古屋自由学院幼稚園教員養成所」は、保育士を養成する施設として厚生大臣の指定を受ける
昭和 38 年 4 月 1 日	愛知県西春日井郡師勝町熊之庄に「名古屋自由学院短期大学」を開設（入学定員〈保育科 50 人〉）
昭和 41 年 4 月 1 日	名古屋自由学院短期大学「文科」開設 （入学定員 100 人〈国文専攻 50 人・英文専攻 50 人〉）
昭和 42 年 4 月 1 日	名古屋自由学院短期大学「音楽科」開設（入学定員 50 人）
昭和 43 年 4 月 1 日	愛知県西春日井郡師勝町熊之庄に「名古屋自由学院短期大学付属第二幼稚園」を開設（収容定員 240 人）
昭和 43 年 4 月 1 日	名古屋自由学院短期大学「保育科」の収容定員の増加に係る学則変更認可（入学定員 100 人）
昭和 43 年 4 月 1 日	名古屋自由学院短期大学「保育専攻科」開設（入学定員 20 人）
昭和 45 年 4 月 1 日	愛知県西春日井郡師勝町熊之庄及び同郡西春町徳重に「名古屋芸術大学」開設 （入学定員 音楽学部 70 人〈声楽科 10 人・器楽科 25 人・音楽教育学科 35 人〉） （入学定員 美術学部 80 人〈絵画科 30 人・彫刻科 10 人・デザイン科 40 人〉）
昭和 48 年 2 月 6 日	「名古屋自由学院幼稚園教員養成所」の名称を「名古屋保育専門学校」に変更認可

昭和 48 年 2 月 6 日	「名古屋保育専門学校」は、幼稚園教員を養成する機関として文部大臣の指定を受ける
昭和 48 年 3 月 29 日	「名古屋保育専門学校」は、保母を養成する施設として厚生大臣の指定を受ける
昭和 48 年 3 月 31 日	名古屋自由学院短期大学「保育専攻科」廃止
昭和 49 年 4 月 1 日	名古屋自由学院短期大学「児童教育科」開設（入学定員 50 人）
昭和 49 年 12 月 25 日	名古屋自由学院短期大学「音楽科」の収容定員の増加に係る学則変更認可 （入学定員 80 人〈器楽専攻 55 人・声楽専攻 25 人〉）
昭和 49 年 12 月 25 日	「名古屋芸術大学」の収容定員の増加に係る学則変更認可 （入学定員 音楽学部 110 人〈声楽科 15 人・器楽科 35 人・音楽教育学科 60 人〉） （入学定員 美術学部 120 人〈絵画科 45 人・彫刻科 15 人・デザイン科 60 人〉）
昭和 52 年 3 月 1 日	「各種学校名古屋保育専門学校」を「専修学校名古屋保育専門学校」（教育専門課程）に切替認可
昭和 53 年 4 月 1 日	名古屋自由学院短期大学「児童教育科第二部」開設（入学定員 50 人）
昭和 53 年 12 月 25 日	名古屋自由学院短期大学「保育科」の収容定員の増加に係る学則変更認可（入学定員 150 人）
昭和 57 年 4 月 1 日	名古屋保育専門学校「保育科幼稚園教員・保母専攻コース第 1 部（昼間）」開設（入学定員 50 人）
昭和 60 年 3 月 31 日	「滝子幼稚園」の収容定員の減少に係る園則変更認可（収容定員 200 人）
昭和 60 年 3 月 31 日	「名古屋自由学院短期大学附属第二幼稚園」の収容定員の減少に係る園則変更認可（収容定員 160 人）
昭和 60 年 12 月 25 日	「名古屋芸術大学」の収容定員の増加に係る学則変更認可 （入学定員 音楽学部 160 人〈声楽科 30 人・器楽科 60 人・音楽教育学科 70 人〉） （入学定員 美術学部 180 人〈絵画科 70 人・彫刻科 20 人・デザイン科 90 人〉）
平成元年 3 月 31 日	学校法人名古屋自由学院理事長「水野銚子 ^{としこ} 」辞任
平成元年 4 月 1 日	学校法人名古屋自由学院理事長「川村科子」就任

平成 3 年 12 月 20 日	「名古屋芸術大学」の期間を付した入学定員の増加に係る学則の変更認可 (器楽科 15 人・絵画科 10 人・彫刻科 5 人・デザイン科 25 人) (期間 平成 4 年 4 月 1 日から平成 9 年 3 月 31 日まで)
平成 6 年 12 月 21 日	「名古屋芸術大学」の収容定員の増加に係る学則変更認可 (第 3 年次編入学定員 音楽学部 15 人〈声楽科 3 人・器楽科 5 人・音楽教育学科 7 人〉) (第 3 年次編入学定員 美術学部 20 人〈絵画科 10 人・デザイン科 10 人〉)
平成 7 年 4 月 1 日	名古屋芸術大学「大学院美術研究科造形専攻」修士課程開設 (入学定員 10 人)
平成 8 年 12 月 19 日	「名古屋芸術大学」の期間を付した入学定員の増加に係る学則の変更認可 (器楽科 15 人・絵画科 10 人・彫刻科 5 人・デザイン科 25 人) (期間 平成 9 年 4 月 1 日から平成 12 年 3 月 31 日まで)
平成 9 年 4 月 1 日	名古屋芸術大学「大学院音楽研究科声楽専攻」及び「器楽専攻」修士課程開設 (入学定員 声楽専攻 5 人・器楽専攻 6 人)
平成 11 年 3 月 1 日	「名古屋保育専門学校」の名称を「名古屋保育・福祉専門学校」に変更し、介護福祉士を養成する施設として厚生大臣の指定を受ける
平成 11 年 4 月 1 日	「名古屋保育専門学校」の名称を「名古屋保育・福祉専門学校」に変更し、介護福祉科 (教育・社会福祉専門課程) を開設 (入学定員 80 人)
平成 11 年 4 月 1 日	名古屋保育専門学校「保育科第二部 (幼稚園教員専攻コース)」の廃止
平成 11 年 4 月 1 日	名古屋自由学院短期大学「児童教育科第二部」の学生募集停止
平成 11 年 7 月 28 日	「名古屋芸術大学」の収容定員の増加に係る学則変更認可 (音楽学部 声楽科 50 人・器楽科 85 人) (美術学部 絵画科 80 人・彫刻科 50 人・デザイン科 175 人)
平成 11 年 7 月 28 日	「名古屋芸術大学」の収容定員の減少に係る学則変更認可 (音楽教育学科 50 人)
平成 12 年 3 月 30 日	「名古屋保育・福祉専門学校」は、幼稚園教員養成機関として文部大臣の指定を受ける
平成 12 年 4 月 1 日	名古屋自由学院短期大学音楽科「器楽専攻課程」及び「声楽専攻課程」の学生募集を停止し、「音楽科」として学生募集を行う

平成 12 年 4 月 1 日	名古屋自由学院短期大学文科「英文専攻課程」及び「児童教育科」の学生募集停止
平成 12 年 4 月 1 日	名古屋自由学院短期大学「保育科」及び「音楽科」を男女共学とする
平成 12 年 5 月 24 日	「名古屋自由学院短期大学音楽科」の収容定員の減少に係る学則変更認可（入学定員 50 人）
平成 12 年 8 月 15 日	名古屋芸術大学美術学部「彫刻科」の名称を「造形科」に変更認可
平成 12 年 8 月 15 日	「名古屋自由学院短期大学」の名称を「名古屋芸術大学短期大学部」に変更認可
平成 12 年 8 月 15 日	「名古屋自由学院短期大学附属第二幼稚園」の名称を「名古屋芸術大学附属クリエ幼稚園」に変更認可
平成 13 年 3 月 31 日	名古屋自由学院短期大学文科「英 4 文専攻課程」廃止
平成 13 年 3 月 31 日	名古屋自由学院短期大学音楽科「器楽専攻課程」及び「声楽専攻課程」廃止
平成 13 年 3 月 31 日	名古屋芸術大学短期大学部「児童教育科」及び「児童教育科第二部」廃止
平成 13 年 4 月 1 日	①名古屋芸術大学「美術学部彫刻科」を「美術学部造形科」に施行 ②「名古屋自由学院短期大学」を「名古屋芸術大学短期大学部」に施行 ③「名古屋自由学院短期大学附属第二幼稚園」を「名古屋芸術大学附属クリエ幼稚園」に施行
平成 13 年 4 月 1 日	名古屋芸術大学音楽学部「音楽文化応用学科」及び美術学部「美術文化学科」開設（入学定員〈音楽文化応用学科 50 人・美術文化学科 30 人〉）
平成 13 年 4 月 1 日	名古屋芸術大学短期大学部文科「国文専攻課程」の募集停止
平成 14 年 3 月 31 日	名古屋芸術大学短期大学部「文科」廃止
平成 14 年 4 月 1 日	名古屋芸術大学「デザイン学部デザイン学科」開設（入学定員 175 人 第 3 年次編入学定員 10 人）
平成 14 年 4 月 1 日	名古屋芸術大学美術学部「デザイン科」の学生募集停止（ただし、3 年次編入学は平成 16 年 4 月から学生募集停止）
平成 16 年 4 月 1 日	名古屋芸術大学「大学院音楽研究科音楽学専攻修士課程」開設（入学定員 8 人）
平成 17 年 4 月 1 日	名古屋芸術大学音楽学部「演奏学科」及び「音楽文化創造学科」開設

	(入学定員 演奏学科 115 人、音楽文科創造学科 120 人)
平成 17 年 4 月 1 日	名古屋芸術大学「大学院デザイン研究科デザイン専攻修士課程」開設 (入学定員 10 人)
平成 17 年 4 月 1 日	名古屋芸術大学音楽学部「声楽科」、「器楽科」、「音楽教育学科」及び「音楽文化応用学科」の学生募集停止 (ただし、3 年次編入学は平成 19 年 4 月から学生募集停止)
平成 18 年 3 月 31 日	名古屋芸術大学美術学部「デザイン科」廃止
平成 19 年 3 月 6 日	「名古屋芸術大学人間発達学部」は、指定保育士養成施設として東海北陸厚生局長の指定を受ける
平成 19 年 3 月 16 日	「名古屋芸術大学人間発達学部」は、教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の学部等の課程として文部科学大臣の認定を受ける (小学校教諭一種免許状及び幼稚園教諭一種免許状)
平成 19 年 3 月 22 日	名古屋保育・福祉専門学校「介護福祉科」の入学定員の減少に係る学則変更承認 (入学定員 40 人)
平成 19 年 4 月 1 日	名古屋芸術大学「人間発達学部子ども発達学科」開設 (入学定員 140 人 第 3 年次編入学定員 10 人)
平成 19 年 4 月 1 日	名古屋芸術大学短期大学部「保育科」及び「音楽科」の学生募集停止
平成 20 年 3 月 31 日	「名古屋芸術大学短期大学部」閉校
平成 20 年 3 月 31 日	名古屋芸術大学音楽学部「声楽科」、「器楽科」、「音楽教育学科」及び「音楽文化応用学科」廃止
平成 20 年 4 月 1 日	名古屋芸術大学美術学部「美術学科」開設 (入学定員 160 人)
平成 20 年 4 月 1 日	名古屋芸術大学美術学部「絵画科」、「造形科」及び「美術文化学科」の学生募集停止 (ただし、3 年次編入学は平成 22 年 4 月から学生募集停止)
平成 22 年 3 月 31 日	学校法人名古屋自由学院理事長「川村科子」辞任
平成 22 年 4 月 1 日	学校法人名古屋自由学院理事長「川村大介」就任
平成 23 年 4 月 1 日	名古屋芸術大学「大学院人間発達学研究科子ども発達学専攻修士課程」開設 (入学定員 10 人)
平成 23 年 4 月 1 日	「名古屋保育・福祉専門学校」を「名古屋芸術大学保育・福祉専門学校」に名称変更
平成 24 年 4 月 1 日	「名古屋芸術大学 栄サテライト」開設
平成 25 年 3 月 31 日	名古屋芸術大学美術学部「絵画科」廃止
平成 26 年 3 月 31 日	名古屋芸術大学美術学部「造形科」及び「美術文化学科」廃止

平成 26 年 6 月 12 日	「名古屋芸術大学」の入学定員の減少に係る学則変更届出 (入学定員 音楽学部 150 人〈演奏科 60 人・音楽文化創造学科 90 人〉、美術学部美術学科 120 人)
平成 26 年 8 月 1 日	学校法人名古屋自由学院寄附行為の変更認可 (理事定数：9 人、評議員定数：20 人)
平成 27 年 3 月 31 日	名古屋芸術大学保育・福祉専門学校「介護福祉科」廃止
平成 27 年 4 月 1 日	「名古屋芸術大学保育・福祉専門学校」を「名古屋芸術大学保育専門学校」に名称変更
平成 29 年 2 月 28 日	名古屋芸術大学保育専門学校「教育・社会福祉専門課程 保育科」、「教育・社会福祉専門課程 保育科第二部」が職業実践専門課程として文部科学大臣の認定を受ける
平成 29 年 4 月 1 日	名古屋芸術大学芸術学部「芸術学科」開設 (入学定員 445 人)
平成 29 年 4 月 1 日	名古屋芸術大学音楽学部「演奏学科」、「音楽文化創造学科」、美術学部「美術学科」及びデザイン学部「デザイン学科」の学生募集停止 (ただし、3 年次編入学は平成 31 年 4 月から学生募集停止)
平成 29 年 9 月 29 日	「名古屋芸術大学地域交流センター」を名古屋市納屋橋に開設
令和 2 年 3 月 31 日	「名古屋芸術大学地域交流センター」閉鎖
令和 2 年 4 月 1 日	名古屋芸術大学「留学生別科」開設 (入学定員 1 年課程 20 人・2 年課程 20 人)
令和 2 年 4 月 1 日	名古屋芸術大学保育専門学校「保育科」、「保育科 (第二部)」の学生募集停止
令和 2 年 10 月 1 日	学院事務組織を改編
令和 4 年 3 月 31 日	名古屋芸術大学音楽学部「演奏学科」、「音楽文化創造学科」廃止
令和 4 年 3 月 31 日	名古屋芸術大学保育専門学校「保育科」、「保育科第二部」廃止
令和 4 年 4 月 1 日	名古屋芸術大学「人間発達学部子ども発達学科」を「教育学部子ども学科」に名称変更
令和 6 年 3 月 31 日	名古屋芸術大学デザイン学部「デザイン学科」廃止

1-4 設置する学校・学部・学科等（令和7年5月1日現在）

① 名古屋芸術大学大学院

音楽研究科	声楽専攻（修士課程）
	器楽専攻（修士課程）
	音楽学専攻（修士課程）
美術研究科	美術専攻（修士課程）
デザイン研究科	デザイン専攻（修士課程）
人間発達学研究科	子ども発達学専攻（修士課程）

② 名古屋芸術大学

美術学部	美術学科
芸術学部	芸術学科
教育学部	子ども学科
留学生別科	

③ 滝子幼稚園

④ 名古屋芸術大学附属クリエ幼稚園

1-5 学校・学部・学科等の学生数の状況 【入学定員、収容定員、現員数】(令和7年5月1日現在)

1-6 収容定員充足率

	入学定員	3年次編 入学定員	収容定員	現員	収容定員 充足率
名古屋芸術大学					
大学院					
音楽研究科	19	—	38	27	0.71
美術研究科	10	—	20	34	1.70
デザイン研究科	10	—	20	31	1.55
人間発達学研究科	10	—	20	4	0.20
合計	49	—	98	96	0.98
名古屋芸術大学					
美術学部美術学科	—	—	—	1	0
芸術学部芸術学科	485	35	2,010	2,232	1.11
教育学部子ども学科	100	10	420	153	0.36
合計	585	45	2,430	2,386	0.98
留学生別科	1年課程 20	—	20	0	0.00
	2年課程 20	—	40	33	0.83
合計	40	—	60	33	0.55
滝子幼稚園	—	—	200	149	0.75
名古屋芸術大学附属 クリエ幼稚園	—	—	160	170	1.06

1-7 役員の概要（令和7年6月28日現在）

理事（定員 9名以上13名以内 現員 9名）

理事長 川村 大介

専務理事 濱田 誠

業務執行理事 山田 芳樹

理事 來住 尚彦 美和 佳紀 梶田 美香

理事 青木 高弘 愛知 吉隆 三宅 養三

監事（定員 2名 現員 2名）

奥田 香代 滝野 喜之

1-8 評議員の概要（令和7年6月28日現在）

評議員（定員10名以上19名以内 現員15名）

伊藤 嘉彦 高御堂 勝久 萩原 周 鶴野 隆浩 中川 直毅

中島 弘敬 菅野 謙一

西川 学 瀨瀬 正伸 佐々木 俊哉 伊東 達矢

村瀬 裕子 高木 敏光 永井 恵理 笠原 明李

1-9 会計監査人の概要（令和7年6月28日現在）

会計監査人（定員 2名 現員 2名）

工藤 則行 岩瀬 博之

1-10 理事選任機関の概要

学校法人名古屋自由学院寄附行為第6条第1項に基づき、理事選考委員会（以下「選考委員会」）の運営に関する必要な事項を定めた「理事選考委員会運営規程」（令和7年4月1日施行）により、選考委員会の適正かつ円滑な運営を図っている。

1-11 教職員の概要（令和7年5月1日現在）

名古屋芸術大学

学 長：來住 尚彦

教員数：教授42名 准教授34名 講師26名 助教1名 非常勤講師400名

滝子幼稚園

園 長：高御堂 勝久 教員数：専任教諭10名 非常勤教諭6名

名古屋芸術大学附属クリエ幼稚園

園 長：高御堂 勝久 教員数：専任教8名 非常勤教諭7名

学校法人名古屋自由学院経営本部

経営本部長：濱田 誠 事務職員数：48名 技術職員数：8名

1-12 その他（系列校の状況等）

特になし

2 事業の概要

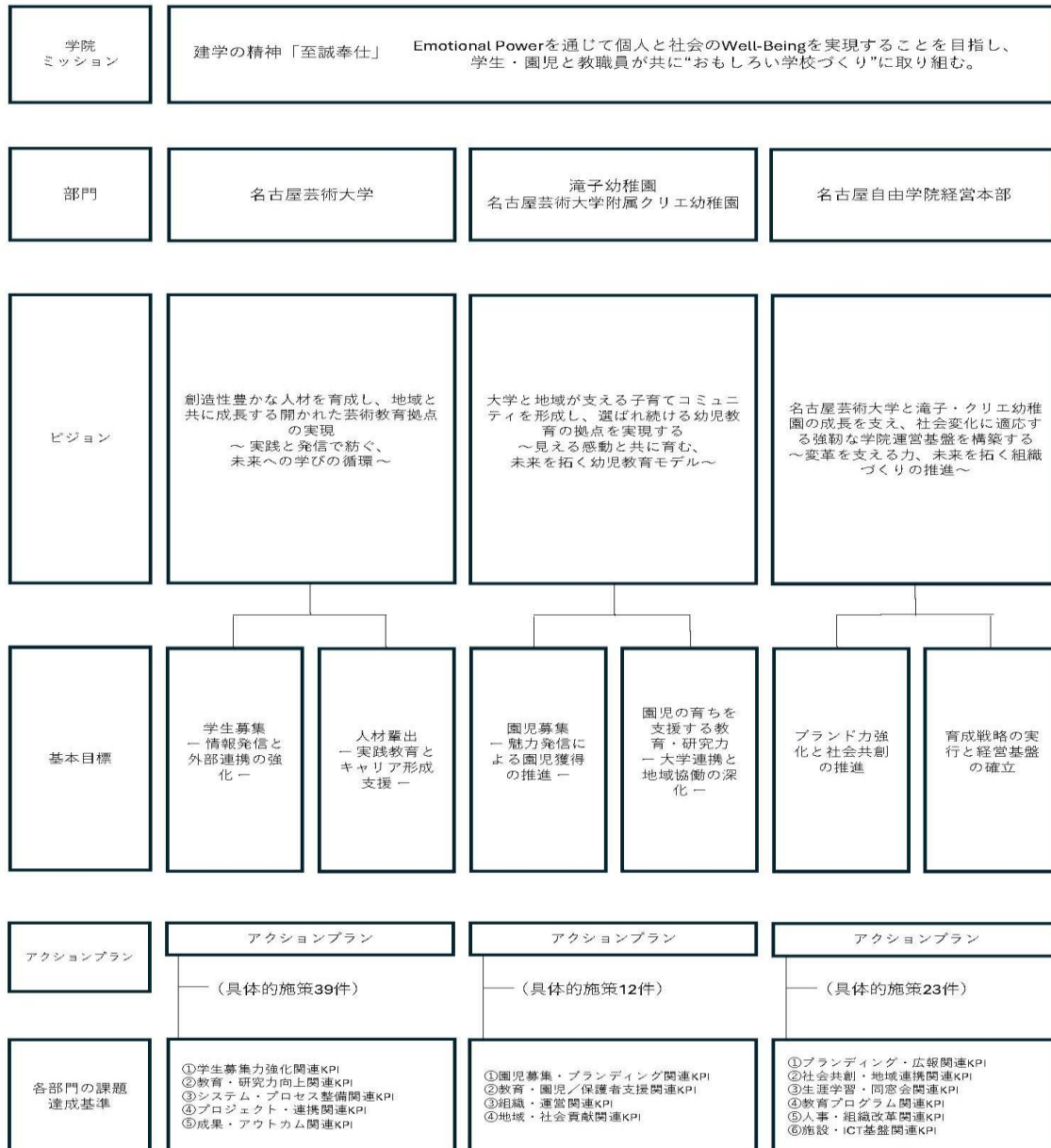
2-1 主な教育・研究の概要

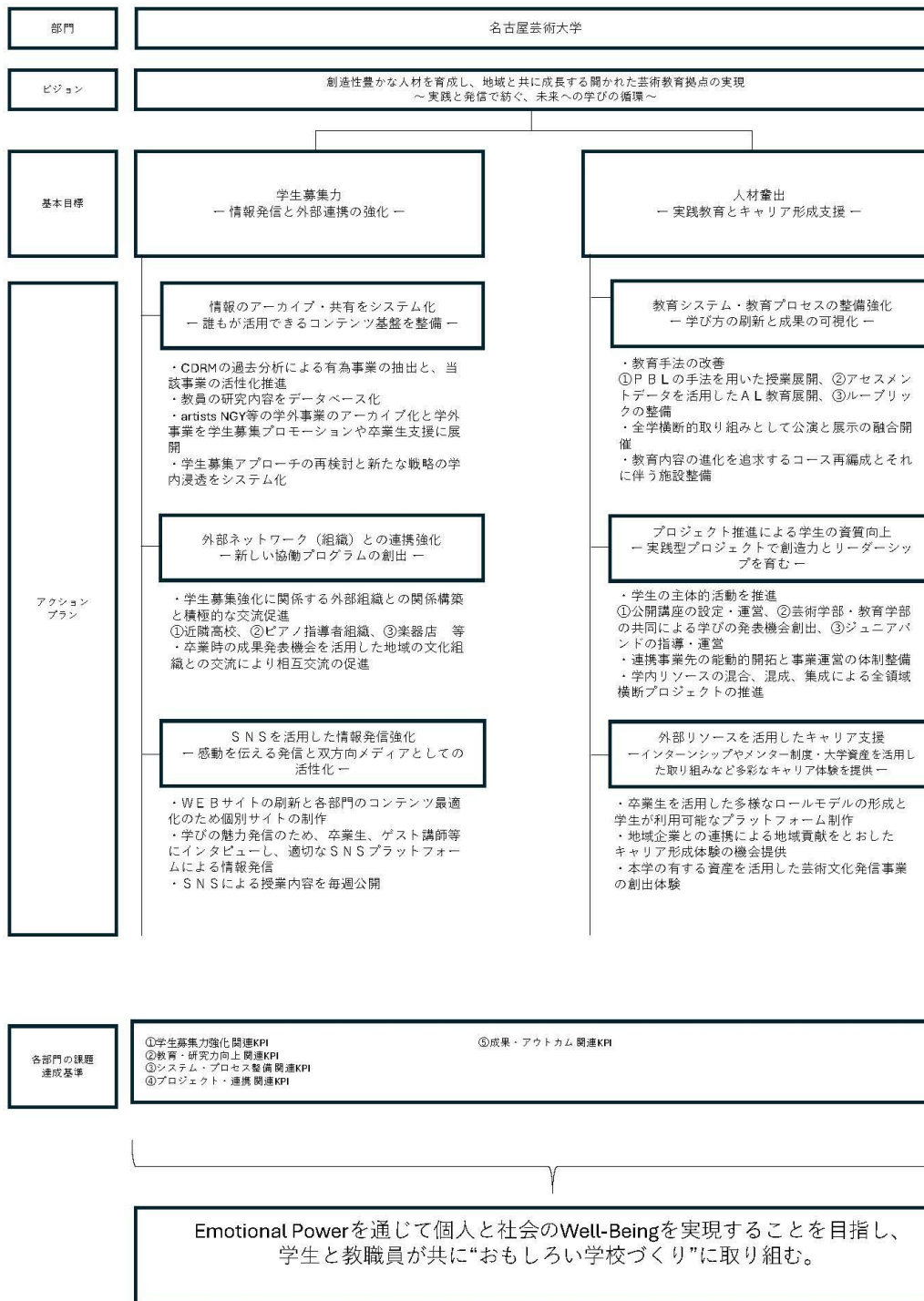
名古屋芸術大学は、建学の精神に基づき、教育基本法・学校教育法に則り、芸術に関する専門の学術技芸、及び、人間発達に関する専門的知識を教授研究し、広範な展望の下、歴史・社会に位置づけるべき総合的教養を授け、我が国の芸術文化並びに人間発達の創造発展に寄与する人を養成することを目的としています。

また、知性と感性のバランスのとれた教育理念に基づき、分野横断的取組みによる新たな価値の創造を実現するため、キャリア教育の取組みを強化し、自治体や企業との連携を進展させ、芸術による教育・研究を進展させ地域・社会に貢献することを使命としています。

2-2 中期的な計画（教学・人事・施設・財務等）及び進捗・達成状況

学校法人名古屋自由学院 第2期（2025年度～2029年度）中期経営計画





部門 滝子幼稚園・名古屋芸術大学附属クリエ幼稚園

ビジョン 大学と地域が支える子育てコミュニティを形成し、選ばれ続ける幼児教育の拠点を實現する
～見える感動と共に育む、未来を拓く幼児教育モデル～

基本目標 園児募集力
ー魅力発信による園児獲得の推進ー

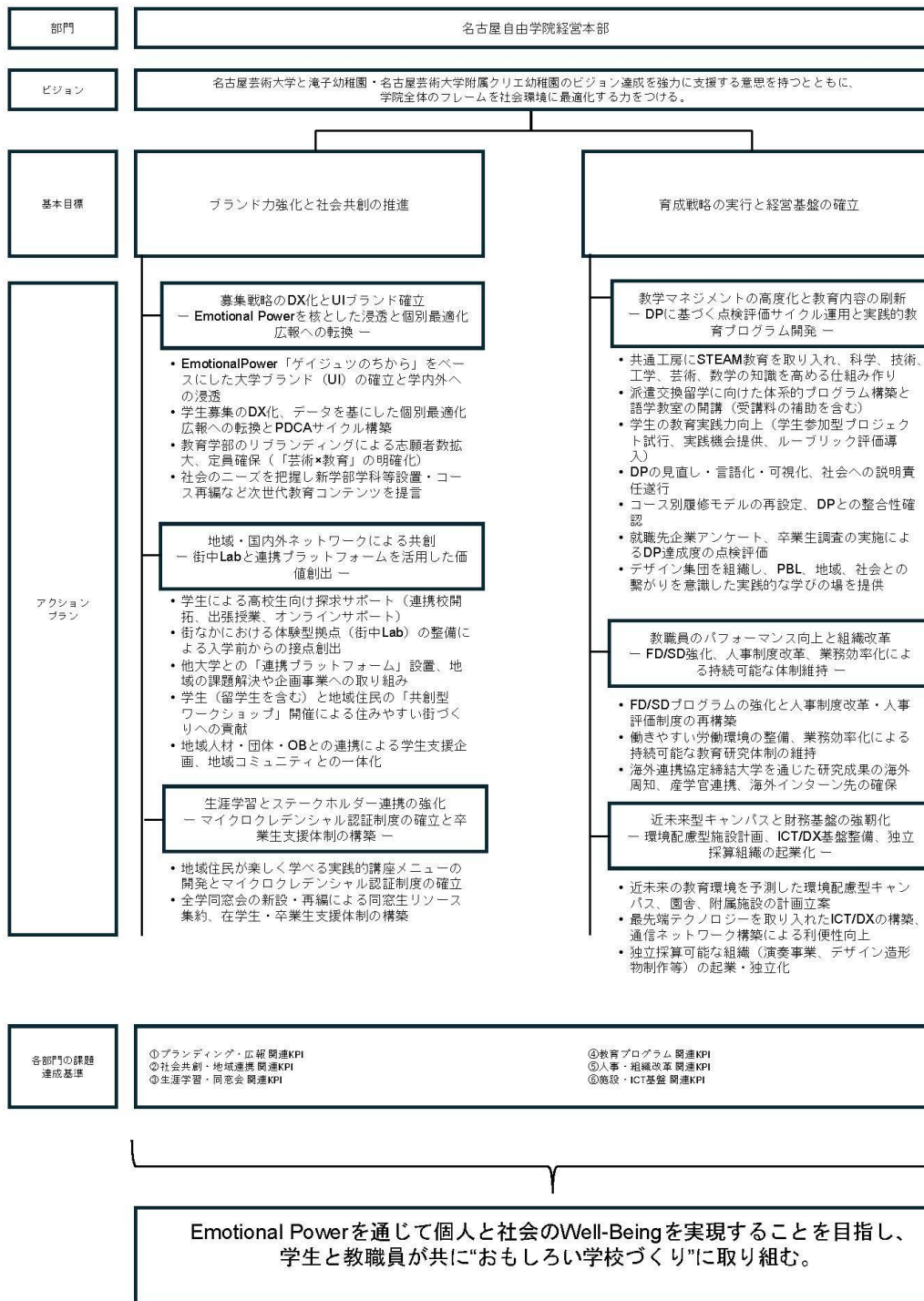
園児の育ちを支える教育・研究力
ー大学連携と地域協働の深化ー



各部門の課題達成基準

- ①園児募集・ブランディング
- ②教育・園児/保護者支援関連KPI
- ③組織・運営関連KPI
- ④地域・社会貢献関連KPI

Emotional Powerを通じて個人と社会のWell-Beingを實現することを目指し、
学生・園児と教職員が共に“おもしろい学校づくり”に取り組む。



2-3 その他

- ① 当該年度の重要な契約：なし
- ② 係争事件の有無とその経過：なし
- ③ 決数日後に生じた学校法人の状況に関する重要な事実：なし
- ④ 対処すべき課題 等：なし

3 財務の概要

3-1 決算の概要

令和 7 年度の事業活動収入は前年度から 598 百万円増加し 5,218 百万円となりました。事業活動支出は前年度から 460 百万円増加し 4,524 百万円となったため、基本金組入前当年度収支差額は前年度から 139 百万円増加し 694 百万円となりました。基本金組入額は前年度から 351 百万円増加し△885 百万円となり、当年度収支差額は△190 百万円となりました。前年度までの翌年度繰越収支差額が△2,670 百万円であり、基本金取崩額は 347 百万円となったため、翌年度の繰越収支差額は△2,513 百万円となりました。

① 財政の状況(貸借対照表)の状況

令和 7 年度末の有形固定資産は、滝子幼稚園新園舎完成や西キャンパス土地取得等により、前年度から 247 百万円増加しました。特定資産は、減価償却引当特定資産及び施設設備引当特定資産に計 502 百万円の追加繰り入れと、退職給与引当特定資産の 74 百万円の取崩により、前年度から 428 百万円増加しました。その他の固定資産は、主に有価証券の取得等により、前年度から 1,218 百万円増加しました。流動資産は前年度から 1,082 百万円減少しました。これらの結果、資産の部合計では、前年度から 810 百万円増加し 19,432 百万円となりました。次に、固定負債では、退職給与引当金の減少により、前年度から 20 百万円減少し 1,110 百万円となりました。流動負債では、賞与引当金の計上により、前年度から 136 百万円増加し 1,253 百万円となりました。これらの結果、負債の部合計は前年度から 116 百万円増加し 2,363 百万円となりました。続いて、基本金は組入額が△885 百万円となり、また取崩額は 347 百万円となったため、19,582 百万円となりました。以上から、翌年度繰越収支差額は△2,513 百万円となったため、基本金と繰越収支差額を合算した純資産の部合計は、前年度から 694 百万円増加し 17,068 百万円となりました。

② 収支(事業活動収支計算書)の状況

(1) 教育活動収支(経常的な収支)について

教育活動収入は、学生数の増加等により、前年度から 305 百万円増加し 4,798 百万円となりました。教育活動支出は、昨今の世界的な原材料価格の高騰や円安を背景とした物価上昇(エネルギー価格、教材費、施設維持費等)の影響を受け、前年度から 389 百万円増加し 4,369 百万円となったため、教育活動収支差額は前年度から 84 百万円減少し 429 百万円となりました。

(2) 教育活動外収支(経常的な収支)について

教育活動外収入は受取利息・配当金が前年度から 35 百万円増加し、84 百万円となりました。教育活動外支出は前年度と同額となったため、教育活動外収支差額は前年度から 35 百万円増加し 84 百万円となりました。

(3) 経常収支差額について

上述のとおり、教育活動収支差額は 429 百万円となり、教育活動外収支差額は 84 百万円となったため、経常収支差額は前年度から 49 百万円減少し、514 百万円となりました。

(4) 特別収支（臨時的な収支）について

特別収入は、滝子幼稚園新園舎の補助金収入等により、前年度から 259 百万円増加し 335 百万円となりました。特別支出は、会計基準の変更(賞与引当金の計上)等により、前年度から 71 百万円増加し 155 百万円となったため、特別収支差額は前年度から 188 百万円増加し、180 百万円となりました。

③ 資金収支計算書関係

(1) 資金収支計算書の状況

令和 7 年度の支払資金は、前年度から 1,372 百万円減少し、1,868 百万円となりました。

(2) 活動区分資金収支計算書の状況

令和 7 年度の教育活動資金収入計は、学生数の増加等により、前年度から 309 百万円増加し 4,790 百万円となりました。教育活動資金支出計は、昨今の世界的な原材料価格の高騰や円安を背景とした物価上昇（エネルギー価格、教材費、施設維持費等）の影響を受け、前年度から 379 百万円増加し 3,964 百万円となったため、教育活動資金収支差額は前年度から 86 百万円減少し 814 百万円となりました。次に、施設設備等活動資金収入計は、滝子幼稚園新園舎の補助金収入等により、前年度から 236 百万円増加し 261 百万円となりました。施設設備等活動資金支出計は、滝子幼稚園新園舎完成や西キャンパス土地取得等により、前年度から 218 百万円減少し 667 百万円となったため、施設設備等活動資金収支差額は前年度から 146 百万円増加し△687 百万円となりました。続いて、その他の活動資金収入計は、主に有価証券の取得等により、前年度から 1,044 百万円増加し 1,108 百万円となりました。その他の活動資金支出計は、有価証券の取得等により、前年度から 2,361 百万円増加し 2,606 百万円となったため、その他の活動資金収支差額は前年度から 1,325 百万円減少し△1,500 百万円となりました。以上から、支払資金の増減額は△1,372 百万円となったため、前年度繰越支払資金である 3,240 百万円に対して、翌年度繰越支払資金は 1,868 百万円となりました。

3-2 経年比較

貸借対照表

(単位 百万円)

科目	年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
資産の部						
固定資産		14,236	14,197	14,573	15,265	17,157
流動資産		2,502	3,303	3,550	3,357	2,275
資産の部合計		16,737	17,500	18,123	18,622	19,432
負債の部						
固定負債		1,166	1,178	1,151	1,130	1,110
流動負債		1,023	1,073	1,153	1,117	1,253
負債の部合計		2,188	2,251	2,304	2,247	2,363
純資産の部						
基本金		19,145	18,624	18,788	19,044	19,582
繰越収支差額		△ 4,596	△ 3,374	△ 2,969	△ 2,670	△ 2,513
純資産の部合計		14,549	15,250	15,819	16,374	17,068
負債及び純資産の部合計		16,737	17,500	18,123	18,622	19,432

※記載金額は、百万円未満を四捨五入しています。

事業活動収支計算書

(単位 百万円)

科目		年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
教育活動収支	事業活動収入の部	学生生徒等納付金	3,420	3,707	3,830	3,905	3,999
		手数料	26	24	28	26	24
		寄付金	5	13	7	7	6
		経常費等補助金	362	365	378	381	550
		付随事業収入	24	27	31	38	27
		雑収入	175	255	239	136	192
		教育活動収入計	4,012	4,392	4,512	4,493	4,798
	事業活動支出の部	人件費	2,102	2,185	2,144	2,121	2,304
		教育研究経費	1,215	1,275	1,348	1,411	1,565
		(うち減価償却額)	(374)	(361)	(353)	(364)	(386)
		管理経費	332	489	489	448	499
		(うち減価償却額)	(24)	(34)	(33)	(39)	(30)
		徴収不能額等	—	—	—	0	1
	教育活動支出計	3,649	3,949	3,980	3,980	4,369	
教育活動収支差額		363	443	532	514	429	
教育活動外収支	収入業の活動の部	受取利息・配当金	22	24	30	45	84
		その他の教育活動外収入	—	1	8	5	0
		教育活動外収入計	22	25	38	49	84
	支出業の活動の部	借入金等利息	—	—	—	—	—
		その他の教育活動外支出	—	0	—	—	—
		教育活動外支出計	—	0	—	—	—
	教育活動外収支差額		22	25	38	49	84
経常収支差額		385	468	570	563	514	
特別収支	収入業の活動の部	資産売却収入	—	700	—	—	—
		資産売却差額	—	—	—	—	72
		その他の特別収入	14	56	22	77	263
		特別収入計	14	756	22	77	335
	支出業の活動の部	資産処分差額	60	524	22	84	6
		その他の特別支出	—	—	—	—	149
		特別支出計	60	524	22	84	155
特別収支差額		△ 46	232	△ 1	△ 8	180	
基本金組入前当年度収支差額		339	701	569	555	694	
基本金組入額合計		△ 165	△ 324	△ 204	△ 534	△ 885	
当年度収支差額		174	377	366	22	△ 190	
前年度繰越収支差額		△ 5,008	△ 4,596	△ 3,374	△ 2,969	△ 2,670	
基本金取崩額		239	844	40	277	347	
翌年度繰越収支差額		△ 4,596	△ 3,374	△ 2,969	△ 2,670	△ 2,513	
事業活動収入計		4,048	5,174	4,572	4,619	5,218	
事業活動支出計		3,709	4,473	4,003	4,064	4,524	

※記載金額は、百万円未満を四捨五入しています。

資金収支計算書

(単位 百万円)

年度		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
科目						
収入の部	学生生徒等納付金収入	3,420	3,707	3,830	3,905	3,999
	手数料収入	16	24	28	26	24
	寄付金収入	5	13	7	7	6
	補助金収入	375	421	398	406	811
	資産売却収入	—	700	—	—	1,023
	付随事業・収益事業収入	24	27	31	38	27
	受取利息・配当金収入	22	24	30	45	84
	雑収入	146	243	232	128	184
	借入金等収入	—	—	—	—	—
	前受金収入	662	675	669	723	648
	その他の収入	412	126	227	202	110
	資金収入調整勘定	△ 748	△ 888	△ 864	△ 779	△ 1,122
	前年度繰越支払資金	1,830	2,386	3,061	3,347	3,240
	収入の部計	6,164	7,459	7,649	8,048	9,033
支出の部	人件費支出	2,102	2,160	2,156	2,129	2,316
	教育研究経費支出	841	913	994	1,047	1,179
	管理経費支出	308	455	456	408	469
	借入金等利息支出	—	—	—	—	—
	借入金等返済支出	—	—	—	—	—
	施設関係支出	187	292	268	775	548
	設備関係支出	77	78	118	110	120
	資産運用支出	172	540	398	246	2,596
	その他の支出	405	325	363	447	356
	資金支出調整勘定	△ 313	△ 366	△ 450	△ 354	△ 417
	翌年度繰越支払資金	2,386	3,061	3,347	3,240	1,868
	支出の部計	6,164	7,459	7,649	8,048	9,033

※記載金額は、百万円未満を四捨五入しています。

活動区分資金収支計算書

(単位 百万円)

科目		年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	
教育活動による資金	収入	教育活動資金収入計	3,973	4,379	4,497	4,480	4,790	
	支出	教育活動資金支出計	3,250	3,528	3,606	3,584	3,964	
			差引	723	851	891	896	826
			調整勘定等	17	64	△ 15	4	△ 12
			教育活動資金収支差額	740	915	876	900	814
施設整備等活動による資金	収入	施設整備等活動資金収入計	113	756	21	25	261	
	支出	施設整備等活動資金支出計	408	606	594	885	667	
			差引	△ 295	150	△ 574	△ 860	△ 406
			調整勘定等	102	△ 135	133	28	△ 281
			施設整備等活動資金収支差額	△ 193	15	△ 440	△ 832	△ 687
		小計（教育活動資金収支差額＋施設整備等活動資金収支差額）	547	931	435	68	128	
その他の活動による資金	収入	その他の活動資金収入計	41	54	40	64	1,108	
	支出	その他の活動資金支出計	30	313	190	246	2,606	
			差引	10	△ 259	△ 150	△ 181	△ 1,498
			調整勘定等	△ 1	3	0	7	△ 1
			その他の活動資金収支差額	9	△ 256	△ 150	△ 175	△ 1,500
		支払資金の増減額（小計＋その他の活動資金収支差額）	556	675	286	△ 107	△ 1,372	
		前年度繰越支払資金	1,830	2,386	3,061	3,347	3,240	
		翌年度繰越支払資金	2,386	3,061	3,347	3,240	1,868	

※記載金額は、百万円未満を四捨五入しています。

財務分析表

(単位 %))

比率名	年度	算出式	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
【貸借対照表比率】							
1 有形固定資産構成比率		有形固定資産／総資産	65.7	59.7	57.5	58.4	57.2
2 純資産構成比率		純資産／(総負債＋純資産)	86.9	87.1	87.3	87.9	87.8
3 繰越収支差額構成比率		繰越収支差額／(総負債＋純資産)	△ 27.5	△ 19.3	△ 16.4	△ 14.3	△ 12.9
4 流動比率		流動資産／流動負債	244.6	308.0	307.8	300.5	181.5
5 総負債比率		総負債／総資産	13.1	12.9	12.7	12.1	12.2
6 負債比率		総負債／純資産	15.0	14.8	14.6	13.7	13.8
7 前受金保有率		現金預金／前受金	359.3	452.4	500.3	448.4	288.5
8 基本金比率		基本金／基本金要組入額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
9 積立率		運用資産／要積立額	48.7	58.8	63.5	64.8	65.5
【事業活動収支比率】							
1 人件費比率		人件費／経常収入	52.1	49.5	47.1	46.7	47.2
2 人件費依存率		人件費／学生生徒等納付金	61.5	58.9	56.0	54.3	57.6
3 教育研究経費比率		教育研究経費／経常収入	30.1	28.9	29.6	31.1	32.1
4 管理経費比率		管理経費／経常収入	8.2	11.1	10.7	9.9	10.2
5 事業活動収支差額比率		基本金組入前当年度収支差額／事業活動収入	8.4	13.5	12.5	12.0	13.3
6 基本金組入後収支比率		事業活動支出／(事業活動収入－基本金組入額)	95.5	92.2	91.6	99.5	104.4
7 学生生徒等納付金比率		学生生徒等納付金／経常収入	84.8	83.9	84.2	86.0	81.9
8 経常収支差額比率		経常収支差額／経常収入	9.5	10.6	12.5	12.4	10.5
【活動区分資金収支比率】							
1 教育活動資金収支差額比率		教育活動資金収支差額／教育活動資金収入計	18.6	20.9	19.5	20.1	17.0

4 学校法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用状況の概要

4-1 関係する決議の概要

本学院は、私立学校法第 36 条第 3 項第 5 号に基づき、理事会において「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針」を以下のとおり決議し、運用しています。

4-2 体制整備及び運用状況の概要

① 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「名古屋自由学院文書管理規程」及び「学校法人名古屋自由学院に係る理事会規程」に基づき、理事が意思決定や業務執行を行った場合において、当該行為に関する記録の作成、保存、管理、廃棄及び閲覧の体制を整えています。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「名古屋自由学院危機管理規程」に基づき、本学院において発生することが想定される諸般の事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、危機管理体制、対処方法等を定めることにより、学生（生徒及び園児を含む。）、職員及び近隣住民の安全確保を図るとともに、学院の社会的な責任を果たす体制を整えています。

③ 理事の職務に執行が効率的に行われることを確保するための体制

「業務執行理事の職務等及び特別職に関する総合規則」に基づき、本学院寄附行為第 14 条及び第 15 条に定める業務執行理事の職務分掌及び権限並びに報酬及び処遇等を定め、且つ、経営本部長、学長、及び理事長直下の組織の長を特別職とし、その権限並びに報酬及び処遇等に関して定めるとともに、併せて、理事長を専門的に直接補佐する等の職について定め体制を整えています。

④ 職員の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制

「コンプライアンス推進規則」に基づき、本学院におけるコンプライアンスの推進、及び経営倫理に関する必要な事項、並びにこれらを機能化する組織体について定め、職務の公平・公正かつ誠実な遂行を図っていくことで、社会的な信頼の保持と健全なる組織の発展に寄与していく体制を整えています。

⑤ 監事はその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

「名古屋自由学院監事監査規程」第 11 条（内部監査担当者部署との連携）において、「監事は、監査室と連携を保ち、内部監査の結果を活用して監査効率の向上に努めなければならない。」とされています。また、同監事監査規程第 14 条（監査の支援）第 1 項において、「監事は、監査に当たって必要に応じ、監査室に支援を求めることができる。」と明記されています。

⑥ 前号の職員の理事からの独立性に関する事項

「名古屋自由学院監事監査規程」第 14 条（監査の支援）第 2 項において、「監査室の職員は、監査の支援に当たって知ることのできた秘密を漏らしてはならない。」と明記されており、理事からの独立性を保っています。

⑦ 監事の⑤の職員に対する指示の実行性の確保に関する事項

「名古屋自由学院監事監査規程」第 11 条（内部監査担当部署との連携）において、「監事は、監査室と連携を保ち、内部監査の結果を活用して監査効率の向上に努めなければならない。」と明記されており、指示の実行性を確保されています。

⑧ 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

「名古屋自由学院内部通報システム規程」第 7 条（公益内部通報窓口）に基づき、監事と連携を保っている監査室等が公益通報窓口として、監事への報告に関する体制を整えています。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不当な取り扱いを受けないことを確保するための体制

「名古屋自由学院内部通報システム規程」第 21 条（通報者の保護）に基づき、不当な取り扱いを受けないことを確保する体制を整えています。

⑩ 監事の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

「名古屋自由学院監事監査規程」の改正を予定しています。


⑪ その他 監事の監査が実行的に行われることを確保するための体制

「名古屋自由学院監事監査規程」に基づき、本学院の業務の適正かつ効率的、効果的な運営を確保するとともに、会計経理の適正を期する体制を整えています。

5 主な施設設備の整備状況の概要

対象となる校舎を平成 17 年度より 3 ヶ年計画で耐震補強工事を実施しました。平成 20 年度から地震等の防災を想定した設備対策及びバリアフリー対策工事を実施。令和 4 年度から 3 ヶ年で避難場所となる大空間建物の整備と設備対策を実施し、令和 7 年度は滝子幼稚園の園舎建替え事業並びに防災機能強化事業を実施しました。

・校舎耐震補強工事、キャンパス内バリアフリー化、防災設備整備の推進

年度	所属	事業内容	
R7	滝幼	滝子幼稚園園舎 建替え工事	
R7	芸大	西キャンパス 新設さく井工事(防 災用井戸設置) (防災機能強化)	
R7	芸大	西キャンパス L 棟 太陽光・蓄電池シス テム設置工事 (防災機能強化)	

・学校隣接土地の取得等

年度	所属	事業内容	
R7	芸大	西キャンパス校地取得 北名古屋市法成寺 神子前 21・28 (2筆) 面積：659.00 m ²	
R7	芸大	西キャンパス校地取得 北名古屋市法成寺 神子前 4-1・4-2 (2筆) 面積：388.00 m ²	

・地球温暖化対策として省エネルギー化の推進

年度	所属	事業内容	
R7	芸大	西キャンパス U 棟 写真スタジオ LED ライト (天井) 工事 他	
R7	芸大	西キャンパス L 棟 1階 L120 空調機更 新工事	

6 附属明細書

事業報告書の内容を補足する重要事項なし